

相談者（Aさん） 今回は教育委員会関連の相談をお願い致します。学校教育と著作権の問題については現場から様々な質問が寄せられているのです。

弁護士 たしかに教育現場では沢山の著作物が使われていますし、先生方も教育の工夫の中で著作権の問題に悩むことが多いのだと思います。

Aさん 一つ目の相談は絵に関するものです。実は小学校一年生の図画工作の授業で子どもたちに「家族の絵」を描せたのです。とても熱心に描いてくれて素晴らしい出来の作品ばかりでしたので、担任の先生が絵を写真に撮ってパソコンで編集して印刷し、画集にしてクラスの子どもたちに配ったのですが、一人の親から著作権の問題があるのではないかと指摘されたのです。難しい問題を含んでいると思うのですが、そもそも小学校一年生の描いた絵に著作権が発生するのでしょうか。

弁護士 著作権法二条一項一号は、著作物について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義しています。したがって、創意工夫をもって作られたものであれば、作品に芸術的な価値があるか否かにかかわらず著作権が認められるのです。小学生が描いた絵や国語の時間に書いた作文も著

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第81回

自治体と著作権

3

作物として権利の対象となります。

Aさん 絵に著作権が存在することは解りましたが、それを画集にすることによってどのような問題が生じるのでしょうか。

弁護士 著作権の中には、著作者人格権と著作権（財産権としての）という二つの側面があることは前に説明していました。今回もこ

の二つの面から考える必要があります。まずは著作者人格権ですが、授業で絵を描いて提出すること、それを画集にして配付するのでは大きな違いがあります。これは「公表権」の問題となります。絵を先生に提出するということは、公表を前提としていませんが、それを画集という形で配付することは公表となりますので、本人の同意が必要になります。次に著作権（財産権）ですが、写真に撮って印刷することは「複製」にあたりますし、画集にしてクラスの子どもたちに配付するのは「譲渡」にあたりますので、いずれも本人の同意が必要ということになります。

Aさん 本人の同意ということですが、小学校一年生でも本人で良いのでしょうか。

弁護士 これらの同意は法律行為ですので、厳密には法定代理人である親権者の同意が必要であると考えるべきです。

Aさん 図画工作の授業では、良く出来た作品をみんなに見てもらおうということも一般的なことですし、画集にして配付するということも暗黙の了解があるとは言えませんか。

弁護士 暗黙の了解では不十分です。事前にきちんと、場合によっては作品を公開したり、配付することがあるという利用の方法について父兄にも説明しておくべきです。特に今回の絵は自画像ではなく、「家族の絵」ですので、家族のプライバシーにも関わる問題がありま

すので、慎重に対応すべきです。

Aさん このような教育現場での子どもの作品（著作物）の公表に関して争われて裁判になることもあるのですか。

弁護士 サッカーの有名な選手だった中田英寿事件というものがありません。中田氏の半生を綴った本の出版差し止めの事件で、他にも様々な争点がある事件でした。中田氏が中学校の学年文集に掲載していた「詩」をその本にそのまま掲載したことが、公表権を侵害するか否かが争われたわけです。東京地裁平成一二年二月二十九日判決は、この学年文集は三〇〇部発行されて卒業時に卒業生と父兄に配付されたのであり、それを承諾していたということ、公表されることに同意していたということができるので、公表権を侵害しないと判断しました。

Aさん 二つ目の相談は副教材に関するものです。中学校の国語の授業で、先生が比喩の表現を上手く使っている一〇の小説についてそれぞれの文章の一部を集めて副教材を作って授業で勉強したのですが、著作権法上問題がないかという質問が来ています。

弁護士 著作権法三五条一項は教育機関において教育を担当するものは、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができるものと定めて



います。学校教育の公共性を根拠とするものです。ご質問の事案は、まさに授業の過程で使用するものですし、一〇の小説の文章の比喩に関する一部のみをコピーして副教材にしたものですので、著作権を侵害していないと思われれます。

Aさん そうすると、小学校の先生が授業の予習復習のために市販のドリルやワークブックを利用しようという考えから、生徒の負担を考慮して購入させずに、一冊を丸々コピー

し複製して副教材とすることも認められるのでしょうか。

弁護士 先生が自分で作ったプリント教材の中に、一二頁分だけ市販のドリル等を加えることは認めても良いと思います。しかしながら、ご質問のケースはドリル全体をコピーするわけで、多くの先生が同じことを行ってしまうと、ドリルを発行している教材会社の売れ行きに重大な支障を来すことになりますので、これは著作権を侵害することになると思います。著作権法三五条一項は「必要と認められる限度」での複製を認めたものですし、同項の但し書きは、「当該著作物の種類、用途、複製部数、態様に照らして著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には複製は認められないと規定しています。

Aさん 著作権法三五条で認められているのは「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」とされていますが、これは授業に限定する趣旨なのですか。

弁護士 教室での「授業」に限定する必要はありません。運動会や文化祭などの学校行事も含まれると考えられます。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員